

私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています

土浦平和の会

ニュースNo. 179 2007年3月

発行 土浦平和の会

事務局 土浦市神立町2664-2

TEL 831-9122

http://www.geocities.jp/ino011_jp/

どこが問題なのか改憲手続き法案

投票までの研究期間は60日～180日

憲法を改正する重大問題について、各方面の意見を聞いて、いろいろな角度から研究する必要があります。発議から投票まで少なくとも1年以上は必要です。



広報協議会の委員構成

各議員会派比率で割り当てる。(与党案も民主党案も同じ)

現状では改憲派が多数を占めることになる。賛否が平等になるよう割り振るべきである。

広告・放送

政党に無料放送を認める。賛成・反対の両方に同時間数、同時間帯で行なわせる。放送の一部を政党の指名する団体にも行なわせることができる。(与党案も民主党案も同じ)

政党の指名する団体以外にも多様な意見があるはずだから、これも認めるべきである。

国民投票運動の制限

公務員、教育者は運動できない。違反に罰則はない。
行政処分などの可能性はある。制限する必要は無い。



最低投票率

規定なし。

投票権者(与党案も民主党案も18歳以上)のうち極めて少ない賛成で改正が行なわれる可能性。

「過半数」の計算

投票総数の2分の1超。賛成票と反対票の合計。有効投票数の過半数で無効票や白票は含まない。
(与党案も民主党案も同じ)

日弁連は「投票権者の過半数を必要とする考え方もあるが、少なくとも無効票や白票も含めるべき」

与党と民主党が修正案でここまで歩み寄りましたが、国民の多数は改憲を望んでいません。改憲の発議を行なう必要はありません。

平和の会ニュース、平和かわら版(PDF版)配信しています
早い、確実に届くご希望の方はeMailアドレスご連絡ください

私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています

改憲手続き法案廃案をめざして

最近のマスコミ記事の中で、「改憲手続き法案」への対応をめぐる護憲派が2つに分かれているかのような報道が見られます。(東京新聞1月29日、朝日新聞3月3日)

「憲法改悪を許さないためには、法案の成立を食い止めることが重要」3月2日夜の日比谷公園の集会。8つの市民団体2千人が参加。

「国民投票によって改悪案を葬るべきだ。改憲に対する歯止めとして、公正・公平なルールを作ることに全力を注ぐべきではないか」埼玉県久喜市議猪俣和雄氏が会報で問題提起(九条の会・久喜)(3月3日付朝日新聞の記事から)

憲法改悪反対の運動が2派に分かれているかのような報道ですが、「阻止」か「成立に備える」かという対立的な運動論にはなっていないと思います。

「立場の違いを超えて九条を守る」九条の会

「九条の会」は「立場の違いを超えて九条を守る」という一点での共闘をめざしています。事務局長の小森陽一・東大教授は「国民投票が行なわれても勝てるような世論をつくる」と言います。社民党憲法部長近藤正道参議院議員は「廃案をめざすが、仮に成立させられても民意を正確に反映できる制度になるよう、たたかう土俵をきちんと整えることが重要」と言います。運動を対立的に考える必要はないわけです。

法案の可決には衆参両院とも総議員数の3分の2以上の賛成が必要で、衆議院の優越はない。

九条の会は6,000を超えて着実に発展しています。しかし、5月の憲法記念日前に法案を通したいという安倍内閣の国会戦略のもとで、国会の現状は非常に危険なものがあります。今国会での成立を許さないための世論づくりとあわせて、つぎの参議院選挙で法案反対の勢力を勝利させる国民世論を大きくすること。さらに、強行採決もあり得ることも考慮にいれて、改憲反対の世論作りを着実に取り組むことが重要です。

国民投票では解釈改憲を直せない

国民投票制度に詳しい大東文化大の井口秀作助教授は平和新聞で語っています。

「国民投票で解釈改憲をなくすことはできない」「憲法改正案について賛否を問うものにすぎないから、今の憲法下でやっていることまで出来なくなることはない」だから国民投票によって解釈改憲に歯止めをかけたり、九条と乖離した現状を正すことはできない。国民投票で否決すればよくなるということではない。

改正の手続き法案がないのは「立法不作為」ではないのかという疑問について

「憲法96条が憲法改正には国民投票が必要だと言っている意味は、憲法改正の必要がなければ国民投票も必要が無い。これまで投票法案の必要性を認めてこなかったから作られていないだけで国民の憲法改正権が侵害されているわけではない」

活動ごよみ

2・24 木田余九条の会準備会(2中地区区)	3・17 平和の会理事会(保健生協事務所)
3・14 県平和委常任理事会 (水戸市赤塚ポランティア会館)	3・18 映画「日本の青空」(うらら7階)
	4・28 平和委員会県大会(水戸市民会館)